

「ごみの分別変更」周知・啓発用映像制作業務委託仕様書

1. 業務名

「ごみの分別変更」周知・啓発用映像制作業務委託

2. 目的

本業務は、令和9年4月に開始予定のごみ分別の変更に伴い、市民が新たなごみ分別ルールを正しく理解し、適切に排出できるよう周知・啓発するために、市YouTube公式チャンネルや、デジタルサイネージ等を使用する動画・静止画バナーを制作することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年10月31日まで

4. 履行場所

市長が指定する場所

5. 業務内容

- (1) シナリオを制作し、必要に応じて撮影業務全般を行うこと。
- (2) 編集全般（映像・BGM・テロップ入力等）を行うこと。
- (3) 動画の制作は、シナリオ完成時・仮編集時・完了前の各段階で、松山市に対して内容を確認するとともに、松山市の要望に応じて修正を行うこと。静止画バナーについても、動画の内容を確認するタイミングで同時に確認を求めること。なお、修正の回数に関わらず、必ず松山市の承認を経て進めること。

6. 業務項目

(1) 制作内容

①制作する動画は、動画A～Dの4種類。

	市YouTube公式チャンネル用 (2分～3分程度)	ストリートビジョン等用 (15秒)
分別変更前※1	動画A	動画B
分別変更後※2	動画C	動画D

※1 「分別変更前」は、令和8年12月から令和9年3月末まで使用予定。

※2 「分別変更後」は、令和9年4月以降に使用する予定。

※ 「分別変更前」と「分別変更後」の動画内容は、「分別変更が始まります」と「分別変更が始まっています」が明確にわかるように区別するとともに、この点以外は、基本的に同じ内容とする。

②制作する静止画バナーは、静止画バナーA～Dの4種類。

	広報媒体用バナー	市LINE公式アカウント用のバナー
分別変更前	静止画バナーA	静止画バナーB
分別変更後	静止画バナーC	静止画バナーD

※「広報媒体用」と「市LINE公式アカウント用」はサイズ違いで、基本的に同じ内容。

(2) 映像内容

制作する映像は、市民目線に立ち、分かりやすさ、見やすさを重視し、すべての世代に向けて分別変更のポイントをしっかり伝えられる内容とする。

以下、動画Aに関する項目を例示するが、この内容に限定するものではない。市民に分別変更が適切に伝わり、理解・行動促進に効果があれば、例示に拘ることなく静止画バナー、アニメーションや実写映像を柔軟に活用して制作可能とする。動画B～Dについても同様とする。

静止画バナーは、情報量に限りがあるため、分別内容には踏み込まず分別変更がPRできる内容とする。

【構成の例示】

①動画A

(導入) 約30秒

- ・分別開始のお知らせ(製品プラ+電池類)

(製品プラ関連) 約1分

- ・背景
- ・具体的な変更説明
分別変更対象と対象外の違いや、分別品目の例示など

(電池類関連) 約1分

- ・背景
- ・具体的な変更説明など

(3) 動画・静止画バナーの要件

①市YouTube公式チャンネル用

画素数 : W1920×H 1080(16:9)ピクセル

フレーム数: 30(29.97fps)

ファイル形式: mp4

サムネイル: 推奨サイズはW1280x H720 (16:9)、形式はJPGまたはPNG

②ストリートビジョン等用

画素数 : W 1920×H 1080(16:9)ピクセル

長さ : 15秒

最大ビットレート：40Mbps

フレーム数：30(29.97fps)

ファイル形式：mp4, mov等

「(6) 制作物の活用について」に定める松山市内街頭大型ビジョンや市内のデジタルサイネージで使用する映像であるため、データ形式を運営者に確認することとし、納品後であっても放送に支障がある場合は、速やかに変換作業を実施して提供する等、円滑な放映に協力すること。

③ 広報媒体用バナー

W1280x H720 (16:9)、形式はJPGまたはPNG

④ 市LINE公式アカウント用のバナー

W1040 xH1040 (1:1) 形式はJPGまたはPNG

※映像内容等の都合で、上記の要件を満たせない場合であっても、それぞれの用途に使用できる範囲であれば、事前に松山市に報告し、承諾を得ることで要件を満たしたものと取り扱う。

(4) 動画・静止画バナー制作のための資料

別紙3の「令和9年4月1日からの分別変更の概要」を参照。

(5) 制作物

以下の制作物を作成する。

① 内容：本事業で制作した全ての映像を収録したDVD・ブルーレイ

(コピーガード無し、複製可能なもの)

② 制作物：DVD・ブルーレイ 各5枚(全映像をすべてのディスクに収録)

USBメモリ 8個(それぞれに1種類ずつ収録)

(6) 制作物の活用について

松山市は、制作物を市YouTube公式チャンネル、本館一階ロビー、松山市内街頭大型ビジョンや市内のデジタルサイネージで放映するほか、分別変更を周知するため必要に応じてテレビ番組や各種イベント等で放送する。

7. 実施体制及びスケジュール等

(1) 実施体制

実施体制には、業務責任者を置き業務全般の活動を一元化すること。

(2) 年間の事業実施スケジュール（事業計画書）の作成

契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し提出すること。

(3) 定期ミーティング（業務報告会）

本業務の進め方の協議や進行管理、成果等について、常に松山市と連携を図り、情報共有しながら適切な業務が遂行されるよう、原則として、業務開始から毎月1回以上、松山市に対し定期的に報告し、必要に応じ協議を行う。

(4) 各プロセスにおける内容確認

動画の制作は、シナリオ完成時・仮編集時・完了前の各段階で、松山市に対して内容を確認するとともに、松山市の要望に応じて修正を行うこと。静止画バナーについても、動画の内容を確認するタイミングで同時に確認を求めること。なお、修正の回数に関わらず、必ず松山市の承認を経て進めること。

(5) 業務完了報告書の作成

業務実施後に業務完了報告書を作成し、提出すること。

(6) 第三者が権利を有する素材の活用

業務を実施するにあたり、第三者が権利を保有する素材（著名人、音楽など）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の調整等、その他付随する業務全般を実施すること。

8. 成果品

以下の成果品を、清掃課まで納品すること。

- (1) 「6. (5)」に定める制作物
- (2) 業務完了報告書

9. その他

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、松山市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

- ① 本業務で得たすべての成果品の著作権は松山市に帰属するものとし、松山市の承諾なく第三者に貸与及び公表することはできない。加えて、本業務を遂行するにあたり知り得た情報についても、松山市の承諾なく第三者に貸与及び公表することはできない。

- ② 受託者は、成果品に関し、松山市又は松山市の指定する第三者に対して著作権人格権を使用しないものとする。
- ③ 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ④ ③の規定に関わらず、成果品に第三者が権利を保有する素材を使用した場合において、受託者と当該権利保有者との契約内容により、成果品を業務期間終了後も期間・態様の制限なく利用することが難しい場合は、双方協議のうえ、成果品の利用期間及び態様の限定を行うものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

松山市は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に松山市に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、松山市個人情報保護条例を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(6) 仕様変更等

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ松山市と協議のうえ、承認を得ること。

この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。ただし、協議が成立しないときは、松山市の定めるところによる。疑義が生じた事項については、双方が誠意をもって協議・決定する。